

高鍋町の文化財 第十集

秋月種樹公記念碑

篆額 撰文 詩



高鍋町教育委員会

目次

一、甘棠之碑	1
二、神 壯	3
三、都濃神社遊園碑	4
四、贈從四位僧胤康碑	5
五、月知梅碑	7
六、日向国伊倉村開渠碑	9
七、本荘村開渠記念碑及び指塚	11
八、日向國兒湯郡南方村開渠碑	14
九、戊辰の役 殉難招魂之碑	15
十、新潟遊園碑	17

十一、上杉鷹山公籍田碑	19
十二、種樹公漢詩碑	21
十三、高鍋藩兵戦死塚碑	22
十四、奨學龜鑑	25
十五、通 羨 路	27
十六、開糖記念碑	29
十七、都城學校記念碑	31
十八、足利義昭・野辺盛仁表忠碑	33
十九、高城溝渠	35
二十、平林忠恕墓碑	36

一、甘棠之碑

明治二十九年八月甘棠會建之從七位山宮成一書

所在地 山形県米沢市 上杉神社

【碑文】

(正一面)

甘棠之碑

從三位秋月種樹書

(裏一面)

松岬公園記

米澤 伊佐早謙 撰

今上登極之三年、諸侯奉封土盡移住輦下。城池台觀廢為丘墟者多矣、松岬城為旧米澤侯上杉氏十三世二百六十餘年之所治。其恩澤深浸臣民骨髓。候之去國也、臣民相顧咨嗟曰、我候之故居安可令埋没狐兔之窟宅哉。乃謂之朝、卜牙城遺跡新經營神廟以崇祀不識鷹山兩侯之靈、因賜号上杉神社、列為県社。廟外地則為士女遊息之所、名曰松岬公園。始無堙晦之患、蓋我不識公威武天縱、尊天子、輔將家、戮不俱戴天之仇、忠孝大義天下無不知而鷹山公才德兼備、政教休明、中興之美蹟海内所仰宣矣、臣民崇敬不能忘也。初神廟之成旧臣納祭資金貳萬円而公園未及美觀、追年衰頹。十八年古藤傳之函丞・高梨源五郎等、謂公園蕪穢非所以保存遺跡也。又恐非神器之所娛慰也。乃謀之同志、應者若干人釀金若干円、名曰完甘棠會。修治妝飾園資始立。於是搬山石移樹木引泉流拮据布置十有餘年、風趣一新而廟亦加威尊其功偉也矣。嗚呼遊斯園者拜跪神廟之下、徘徊嘉木泉石之間、聞鳥語觀魚躍、登陵而遠望則四山黛綠遠近淡濃而城市人家萬瓦櫛比、遙與茂桑良田相接、極目名悉無非遺澤之所存、使人眷戀歎息不能去焉。於是恍然洒然遺脫塵塵累可以復性情之正而養忠孝之志。庶幾以有補乎聖世之化。若夫流連醉飽徒縱耳目之娛樂、不獨非諸士經營之意。抑亦神器之所不屑也。記以諗遊者。

【碑文読み下し】

今上登極の三年、諸侯封土を奉還し尽く輦下に移住す。城池台觀すたれて丘墟となるもの多し。松岬城は旧米沢侯上杉氏十三世二百六十余年の収める所たり。その恩沢は深く臣民骨髓を浸す。候の国を去るや、臣民相顧み咨嗟して曰く、我が候の故居いづくぞ狐兔の窟宅に埋没せしむべきや。すなわちこれを朝にこい、牙城の遺跡を卜して新たに神廟を經營し以て不識鷹山兩侯の靈を崇祀す、よつて上杉神社と賜号し、列して県社となる。廟外の地は士女遊息の所となし、なづけて松岬公園という。始め堙晦の患なし。蓋し我が不識公は威武は天に縦にし、天子を尊び將家を輔けて不俱戴天の仇を戮す。忠孝大義は天下に知らざるなし。鷹山公は才德兼政教休明にして中興の美蹟は海内の欽仰する所、むべなり。臣民崇敬するあたわざるなり。初め神廟のなるや旧臣祭資金貳万円を納めて公園未だ美觀に及ばず。追年衰頹す。十八年、古藤伝之丞・高梨源五郎等おもえらく公園蕪穢にて遺跡保存の所以にあらざるや、又、神靈の娛慰の所にあらざるをおそるなり。すなわち、これを同志に謀り応ずる者若干人、若干円を釀金す。なづけて甘棠会という。是において山石を搬び樹木を移し、泉流を引き拮据布置し、十有餘年風趣一新して廟また威尊を加う。その功偉なり。嗚呼、斯園に遊ぶもの神廟の下に拜跪し。嘉木泉石の間を徘徊し、鳥語を聞き魚躍るを觀て、陵に登つて遠望すれば四山黛綠遠近淡濃にして城市人家万瓦櫛比し、遙かに茂桑良田と相接し、極目悉く遺澤の存する所にあらざるなし。人をして眷戀歎息して去るあたわざらしむ。是において恍然として塵累を遺脱して性情の世を復して忠孝の志を養うべし。こいねがわくば聖世の化を補うあらんか。若し、それ流連醉飽の徒耳目の娛樂をほしいままにす。独り諸士經營の意にあらざ。抑また神靈のいさぎよしと

せざるところなり。記しもつて遊者につぐ。

【甘棠之碑について】

「甘棠」とは、木の名前で別名「ずみ」（棠梨）とも云う。甘棠（カントウ）の詠の故事をふまえて用いられることが多い。

甘棠の詠は、中国・周の宰相召公奭が甘棠樹の下で民の訴訟を聞き、公平に裁断したことから、民が召公の徳を慕い、甘棠の詩（「詩経―召南」所株収）をつくったと云う故事から、人々が為政者の徳をたたえること。

詩経―召南 甘棠「蔽□甘棠、勿レ翦勿レ伐、召伯所レ芟、蔽□甘棠、勿レ翦勿レ敗、召伯所レ憩」

※甘棠（周の召公の善政に感じた人民はかつて召公が甘棠の木もとに宿ったことがあったので、その木を大切にされた故事がある。）

安山岩 高さ約一七四cm 幅約一二三cm 厚さ約四〇cm
台石高さ 約七一cm

この碑は明治二十九年八月甘棠會の建立したもので、裏面は伊佐早謙撰の「松岬公園記」



「甘棠之碑」裏面



「甘棠之碑」正面

二、神 壮

所在地

都農町尾鈴県立公園

矢研の滝下流約百m右岸の自然石

【神壮について】

神壮

明治二十四年四月一日従三位秋月種樹題

秋月種樹の書が尾鈴山の矢研の滝の側の岩壁に刻まれていることはあまり知られていない。

矢研の滝の滝壺から約百m下流の右岸から突き出ている岩に刻まれている。

都農町の旧家赤木家で種樹公を矢研の滝に案内したところ景觀に感動した種樹は、その夜（神 壮）「神さかんなり」という意味だと語って揮毫された。その筆跡を刻んだものであると。

赤木家では、種樹を案内してどんな道を通ったのであろうか。尾鈴国有林で本格的に伐採が始まったのは、明治四十二年頃で、その頃、九重頭く細の間に木軌道ができています。名貫川沿いに道が出来たのもその頃と思われる。

都農から矢研の滝・尾鈴山頂への最も近い道は、尾鈴神社越えである。

天明元年（一七八一）高鍋藩七代藩主秋月種茂は雨乞いのため尾鈴神社に参詣している。また、天保三年（一八三二）七月十七日には、家老の岡本主殿外五百名が尾鈴山頂で二夜三日の雨乞いを行っているので、都農く尾鈴神社く矢研の滝く尾鈴山頂への道は良く整備されていたものと思われる。細く九重頭間の、秋月家山林巡視路は名貫川左岸尾根の中腹を通っていた。

高鍋尋常高等小学校が大正七年に尾鈴山に登った時の記録もこの尾鈴神社を通して登山している。

こうみてくると、尾鈴神社越えが最適であったと思われる。



「神壮」- 1



「神壮」- 2

四、贈從四位僧胤康碑

所在地

延岡市北方町

慈眼じげんぜんじ禪寺境内

【碑文】

贈從四位僧胤康碑銘

胤康、初名定康、後稱彭康、又更今名、武藏国豊島郡赤塚村篠崎郷右衛門之長子也、或曰其父曰北条金兵衛、蓋伊豆北条氏之裔也、而世為赤塚村豪族、故名胤康字、家章用三鱗、赤塚村松月院住職曰大隣天休、肥後川尻大慈寺某和尚之高弟也、常怪胤康有異、置坐側試之、胤康甫八歲、其父欲定為嗣、胤康不可曰、願入松月寺為僧、天休奇之、請為從弟、時文政十一年也、天保五年、天休為日向延岡曾木慈眼寺住職、胤康從之、益修佛法、且講儒書、胤康夙有勤王之志、雲遊四方、偏探諸藩事情、嘉永元年、寓豊後竹田、下惟講書、中川式部、小河一敏、広瀬建吉等皆入其門、養成勤王之志、嘉永三年、胤康飄然負觀音像、歷遊東海東山北陸諸道、探偵諸藩事情、五年秋、歸慈眼寺、曾木村有豪農、曰甲斐宝作、為人沈重有胆氣、胤康每用之、通密事於四方、六年、米使來浦賀、胤康憤然曰事機至矣、作詩贈中川土佐有、鳳兮鳳兮非麟無之句、土佐招胤康。胤康往竹田、既而歸曾木、築小庵於幽谷、日閱江戸城図及諸藩地圖、鍊軍略胤康有竹田、戒諸士曰、勤王討幕則大舉也、非草莽微力者之所及、宣与各藩謀大連衡、各藩宣先結薩長為嚮導於是、中川小河等入藩薩及長、又通氣脈於各藩、文久元年、大納言中山忠愛使家臣田中河内介、面一敏、托勤王之事、一敏報之胤康、胤康感泣奮激、時薩郷士是枝柳右衛門又来、報和泉公以此秋上京、藩士將乘此機拳義、一敏報之胤康、胤康喜直往竹田、既而聞和泉公上京、猶予頗疑之、二年二月建吉訪胤康於曾木、胤康欲探薩情、使建吉与宝作往肥後問松村大成、同家客有平野次郎、建吉与談

密事、而未得薩情也、建吉乃往久留米、遇大鳥井慶太真木和泉、宝作則歸曾木、延岡藩士戸高桂助、松崎進士訪胤康、胤康謂曰、方今徳川氏、獲罪於朝廷天皇震怒、志士奮激、薩長二藩主応之、若岡藩既贊其大事、而独延岡藩一人不応之、是被天下之兵也、罵詈過激、有志怒幽胤康干獄中、四年檻致干京都町奉行所、慶応二年五月十八日、胤康干獄中、或云鳩殺、明治二十四年九月、合祀靖国神社、嗚呼榮哉、今茲同志者慕胤康之義烈、欲建碑以不朽、請文干余、余贊其舉、抛伝叙之係名、銘曰

列身仏籍、竭力王室、慷慨激論

志士輩出、惜哉冤死、如風前燈

半途闕功、無常寓形、光榮合祀

表彰義烈、天恩優渥、枯骨不滅

明治三十年十一月

貴族院議員從三位勲三等

秋月種樹撰

四谷俊書

【贈從四位僧胤康碑について】

僧胤康

胤康は文政四年（一八二二）武蔵国（現在の東京都板橋区下赤塚町）で郷士の家に生まれた。

八歳の時、同地の名刹曹洞宗松月院住職天休和尚の弟子となる。天保三年天休和尚が松月院を故あって辞し三年後の天保六年（一八三五）慈眼寺住職となった。天休和尚と共に入寺する。

胤康は薰陶をうけて佛道の深奥を極めると共に兵法にも通じ、数回の諸国行脚ののち、勤皇倒幕の思想を抱くにいたった。

当時の延岡藩内藤氏は、徳川譜代の大名であったので、勤皇を説くは不利と考え、嘉永元年（一八四八）豊後（大分県）竹田の岡藩中川氏が外様大名であることから、家臣に近づき勤皇思想を鼓舞し、家老中川式部、中川土佐等も胤康和尚を師と仰ぎ、



「贈従四位僧胤康碑」 正面

多くの藩士も和尚に深く帰依した。
 まさに機が熟して兵をあげんとする時延岡藩の知るところとなり、文久二年三月十一日（一八六二）暁、胤康は捕えられた。延岡の牢にあること三年、元治元年（一八六四）の暮、幕府より京都町奉行へ胤康の身柄引渡しを命ぜられ、京都に送致され所司代の取調べをうくる内、慶応二年四月十七日（一八六六年）獄中で遷化した。世寿四十五歳であった。

北方町教育委員会



「贈従四位僧胤康碑」 篆額



「贈従四位僧胤康碑」 裏面

五、月知梅碑

所在地 高岡町高浜 月知梅

【碑文】

公爵従三位嶋津忠濟表額

日向国高岡係薩侯封内邑有香積寺遺趾老梅蟠屈如覆大□初一株臥而復起臥輒生根今分及八株原株大可二十園高一丈八尺周廻五十五步有奇實為希世物□延寶元年左中将嶋津光久巡□封内到高岡党此梅賜名月知有係之往年三位中納言外山光□武国風傳于世維新之始岩倉右府巡日向觀此梅稱贊系己北白川親王亦被枉□從此梅之名與花倍光輝□頃者高岡人士將建碑表不朽請于余余之記之且告曰此梅即甘棠也宣勤中将公詩代銘詞茲喜曰諸詛曰

老龍盤屈歲寒枝 遠出人間托佛祠

移植春風今歷幾 當初唯有月明知

左中将源光久

明治二十九年六月 従三位勲三等 秋月種樹 撰

【月知梅碑について】

※種樹の撰文、表題の「月知梅」は島津忠濟の書である。

国指定天然記念物

月知梅

指定年月日 昭和十年十二月二十四日

月知梅の梅は、臥龍梅という梅の種類で、今から約二百年前（安永、天明年間）までは一株のものでしたが、その後、枝が伏して根を張り、四方に繁殖したといわれています。毎年、二月の中旬頃が満開で、この時期になると白色八重の花をつけ、多くの人々の心をなごませてくれます。

月知梅は、もともと香積寺の庭に植えてあった梅で、「香積の梅」といいました。

香積寺とは、慶長五年（一六〇〇）、高岡に創建された龍福寺の末寺で、龍福寺二世明庵和尚の開山です。香積寺が創建される前はここにお堂があり、梅もその頃植えられたようです。

現在、園内に「金宝花心大姉 天正十二年甲申七月十一日」と刻まれた五輪塔があります。この五輪塔は、香積寺が創建される前に建てられており、誰のものであるかはわかりません。しかし、相当身分の高い人のものと推測され、梅の大樹もあつたことから、ここに香積寺が建てられていたものと思われます。この寺は、山号を「梅樹山」、寺号を「香積寺」と称して開山され、廃仏毀釈によって廃寺となりました。

月知梅は、延宝元年（一六七三年）第十九代藩主、島津光久が来観した時に「月知梅」と命名したもので、数多くの藩主や知名士が梅を見に香積寺を訪れています。



「月知梅碑」- 2



「月知梅碑」- 1



「月知梅碑」篆額

六、日向国伊倉村開渠碑

所在地 新富町伊倉字向江前

年代 明治二十九年三月

【碑文】刻字

(正面)

日向伊倉村開渠碑

日向國兒湯郡伊倉村新渠成其長四千八百餘步溉田四拾町工費五千八百圓明治十二年十二月起工至翌年五月功竣村有志者曰松本覺兵衛嘗概伊倉之地質易乾燥陸田多而水田少欲開水利救之焦心苦思始有所得首唱誘之井上幸一永友榮榮次等大贊之遂謀諸村民大賀之乃測地位請官許引佐土原川分流粟穀水為渠鑿隧至岡富村碎石崩壞滲漏迭出尤窘工事然施設得宣願有可見者至二十八年麓及末永村旁八村人民請分水許之乃又各通支流所灌溉益廣可盛也頃者村民相謀欲建紀念碑以傳松本氏之功德於不朽請銘銘曰世間智進人克立志分甘共苦經綸周備即增民福是為國利

明治二十九年三月下浣

從三位 秋月種樹篆額并撰文

鹿兒嶋縣令

岩村通俊

戸長

金丸實正

發起人

松本覺兵衛

井上幸一

長友榮次

長友文藏

猪寄龜造

世話人

山下拾郎二

郡司善太郎

雇堤防人

金丸惣八

長友弥市

松本藤太郎

前田鐵太郎

【日向国伊倉村開渠碑について】

伊倉用水路開渠碑について

創設者・松本覺兵衛は、文政九年（一八二六）六月伊倉村（現新富町大字伊倉）に生まれ、測量の術に長じ、のち伊倉名の庄屋になった。

伊倉の地は水田が乏しく、一戸平均一反に満たなかった。これを救済するため金丸堰から用水路開設を住民に謀ったが、多額の負担をしぶって難色を示したが、人々に理を説きようやく同意を得、県の許可を得て明治十二年（一八七九）十二月に着工した。

ところが水路の途中が穂北村の岡富地区で、地主の承諾を得ることが出来ず、設計を変更して新田村の地にトンネル二、五kmを掘る難工事に着手し、約半年の苦勞の末に全線八、七kmの伊倉用水が完成して約四〇町の畑が水田となった。



開渠碑
寄附表



開渠碑
寄附表



「日向国伊倉村開渠碑」

七、本荘村開渠記念碑及び指塚

所在地 国富町犬熊御才菌の高台突端

《本荘村開渠記念碑》

【碑文】

明治六年日向国翔置宮崎県権大属藁谷英孝会象而詢日方今県下之公利可得而興者益有幾許焉高妻五雲進日本荘村土地高燥不便灌溉農夫耕種仰天潦不降則一頼井水可謂難也而其引水則口暑熱夜則受濕溽以故致病者亦頗多口村之上流田森永開水口於其北長埭通渠則直駛五、六里可以低宮崎而其灌溉口口為不尠矣英孝大悦有所建議無幾県令交遣吏検査水路路程費用既定而会有廢渠之命事終口十三年一月村民興再議焉口時移慮易始同議者稍解散

僅存八名目

井上龜太郎 宮永八百治 吉野庄三郎
岩切為助 巢山徳治 長友精三郎
巢山興三郎 岩切栄之助

以其月日請于鹿兒島県庁不口又請自資以開之於是県庁遣石塚英二等検査英二愉八人者日此大挙也汝等乃欲以眇眇之力從事之不亦殆乎宮永八百治目挺日臣等口此大願者固死生以之也憤然断左手小指以示焉英二愕然初以然狂既而大有所感日誠有此決心則功成哉速帰県復命八人者往復弁論不一而足至明年四月十二日見口即就工事 長凡五千五百七十間開田三百町有奇及十六年八月而告竣抑興此工事也

鹿兒島県庁 貸費金九千円

厥後官吏貸興金一万圓以令償還県庁所賃之費金前宮崎県知事岩山君敬義洞知村民之口資金則具申諸官武弁 其貸興金是以村民始蘇則岩山君之功徳尤章不可蓋也而英孝之率先愉説且力為多焉若三輪太一郎岩切直七等賃資金殆傾其産益亦為国盡口者矣今県知事永峰君弥吉巡視本荘嗟賞工事而村民亦各有所感焉為建石勒共事以図不朽

明治二十五年一月八日

能久親王 篆額

正四位勲三等 秋月種樹

石工 中山清七 刻

【本荘村開渠記念碑について】

本庄用水路について

本庄川北岸の水田は高台で水利の便が悪いため、天水に頼る耕作で早魃がたびたびあった。水路を開くことは、以前から論議されていたが、明治六年に本庄の人、高妻秀遠と県の職員藁谷英孝が住民に必要性を説いた。県も工事費を予算に計上した。しかし、宮崎県は鹿兒島県に併合され、西南戦争のためなどで工事は中断した。

明治十三年同地の有志八名が、私財を出し不足分は借金して、工事を興すことを決心し、測量設計を終え、鹿兒島県に工事の認可を求め、明治十四年着工、資金は私財三五〇〇円、官借九〇〇〇円など約三万余円、資金不足で八名の苦心が始まる。

そんな中、分県運動もあり、明治十六年には再度宮崎県が生ずるなど、混乱した時代であった。

八名は家財を売り払い、売り払った金で上京し約五〇日間、政府に請願などして、明治十七年工事はようやく完工した。水路の延長一〇、二km、幅二、七m、灌漑面積二七六haという、当時県内有数の大水路であった。明治二十五年五月二十六日疎水

式が行われた。

記念碑は、明治二十四年より有志者が相談して大熊五才蘭水門の上に「水利紀功」の碑を建立した。

この碑は、北白川能久親王の篆額、秋月種樹の撰文、碑陰は宮崎県知事永峰弥吉及び本庄の儒士高妻五雲の書を刻した。

発起人八名は次の通り。

井上 亀太郎、岩切 為助、宮永 八百治
吉野 庄三郎、巢山 徳次、長友 清次郎
巢山 与三郎、岩切 栄之助

《指塚》

【碑文】

指塚

指塚記

(右側面)

日向国本庄村人興開田渠之議請之了鹿兒島縣廳吏巡視領難之宮八百治断指示其志縣表有項感焉其後許可□□八百治之精神動之者耶唐進明南霽雲之出師霽雲断指示信一座大驚霽雲得□其請此事大相尚焉豈非義俠乎

明治二十五年二月

秋月種樹記

(左側面)

南無妙法蓮華經

(裏面)

一乃心力其
克有勲

永峰弥吉起



「本庄村開渠記念碑」正面

【指塚について】

本庄用水路工事に当たって、県の実施調査の結果、事業の容易でないことを発起人に告げて、中止を勧告した。この時発起人の一人宮永八百治は「我等此大事業を起すや固より死を以て期するあるのみと忽然と小刀を把て小指を切つて赤心」を表明した。県の技手は宮永の行為に感動し、県に復命をした。水路発起人の決死の努力が実り開削の許可がおりた。

宮永八百治の行為を後世に残すため、「水利紀功」碑の一角に碑が建てられた。



「指塚」



「本荘村開渠記念碑」裏面

八、日向國兒湯郡南方村開渠碑

所在地 西都市穂北 杉安墓地

【碑文】

渠長二里二町鑿米良川而通之其水漑四百六町之田因渠関田四百町其口収各八百石其工費本詳享保五年南方村児玉久右衛門所創也初出私金興之資力不足同村黒木彌能右衛門感其志貸資經八年而成其後八村人民每田一反出米一斗謝児玉氏口明治十九年二月二十六日官賜金賞二人嗚呼義徳不可不傳建石勤之

明治二十二年六月上浣 正四位 秋月種樹撰

【日向國兒湯郡南方村開渠碑について】

南方村開渠碑について

明治二十二年六月 秋月種樹 撰書

杉安井堰とは、西都市宇杉安に堰を設け当時（江戸時代中期）穂北、南方、童子丸、調殿、妻町の三宅、右松、岡富、黒生野等六百余町歩の田地に灌漑する延長約十三・八キロメートルの用水の取水口となっている。井堰と用水路の建設者は児玉久右衛門でこれを助けたのが黒木弥能右衛門である。享保・宝暦年間の人で、当時、穂北は天領に属し、延岡藩の支配を受けていた。この地はもともと水利に乏しく、稲田も少なく、畑地分も米で年貢の義務を納める事が出来ず、農民は困窮のあまり、田畑を売り払って累代墳墓の地を捨て放浪、転居する者が多くあった。

久右衛門は深くこれを憂い、ついに決然として救済を思いた

ち日夜苦慮し、ついに疎水開田がもつとも機宜に適し、永遠に利するの計となり、用水路開削工事を企てた。

完成間近の工事也大洪水に流されるなどで、資金繰りも悪くなり、また、工事を妨げる者があり、工事は困難であった。この事業に救いの手を差しのべたのが、黒木弥能右衛門で、工費の支払いの任に当るなどがあり、享保七年第一期工事・寛延三年第二期工事と工事は続けられた。工事は幕府領穂北郷八ヶ村と佐土原領妻に及んだ。藩主は久右衛門の功を賞し乗馬帯刀を許した。

久右衛門は宝暦十一年に杉安の地で七十四歳で没し、黒木弥能右衛門は、安永五年その生涯を閉じた。この二人の功績を伝える為に「南方村開渠碑」が建立された。



「日向國兒湯郡南方村開渠碑」

九、戊辰の役 殉難招魂之碑

所在地 高鍋町南高鍋 舞鶴公園内

【碑文】

姦雄割拠抑制帝闈壞乱名義侮蔑彝倫千百年間無大道可伸大氏肉食者不知憂國而唯愛身附勢近利無所不臻、昔楠公起河内首唱恢復募勤王民忠憤激烈用兵如神、惜哉大業垂成、天子蒙塵爾來幾年王道滅湮風俗頹傾邪說乱真譬如雲霧四塞久不現日辰時乎時矣、天定勝人戊辰之變幕府果反、天皇赫怒官軍發紫宸錦旗所嚮東北服遵乃廢封建為郡県使上下之勢和洽協均普天下之率土之浜莫非王土莫非王臣國威於是乎振宣力於四隣海外諸洲往來津々、凡學術技芸之精以至刑律民法之所由広取万国之長贊成維新、鐵道成焉電機通焉、文明之効日彬々然、要其始皆是戰士奏捷之所為若一戰不勝姦人坐惟安得開今日之太平而立無窮之鴻基、余過旧封高鍋展招魂碑感諸士之殉難完節忠純無岐利害不變翼振王師、又憾不今尚存而目擊灑々時、徘徊顧措寓感勒詞、蓋上以為天下慟而下以哭其私。

明治七年八月十有八日 從四位 秋月種樹謹識

【碑文読み下し】

姦雄割拠して帝闈を抑制し、名義を壞乱し彝倫を侮蔑す。千百年間大道無し。大氏肉食者を伸ばし、國を憂ふるを知らずして、唯だ身を愛し、勢に附き利に近づき臻ざる所無し。昔楠公、河内に起ちて恢復を首唱し、勤王の民を募り、忠憤激烈、兵を用ふること神の如し。惜しい哉、大業成るに垂んとし、天子蒙塵す。爾來幾年、王道滅湮し、風俗頹傾し、邪說眞を乱す。譬へば雲霧四塞せるが如し。久しく日辰現れず。時なるかな時なり。天定まりて人に勝つ。戊辰の變、幕府果たして

反く。天皇、赫怒し、官軍發す。紫宸の錦旗、嚮ふ所、東北服遵す。乃ち封建を廢して郡県となし、上下の勢をして和洽協均せしめ、普天の下、卒土の浜、王土に非ざる莫く、王臣に非ざる莫し、國威に於てか振ひ、力を四隣に宣べ、海外諸洲往來津々たり。凡そ學術技芸の精以て至り、刑律民法の由る所、広く万国の長を取り、贊成して維れ新たなり。鐵道なり、電機通ず。文明の効、日に彬々然たり。要するは其の始めは皆是れ戰士、捷を奉ずるの所為なり。若し一戰して姦人に勝たざれば、坐して惟れ安くに今日の泰平を開きて、無窮の鴻基を立つるを得んや。余旧封高鍋を過ぎり、招魂の碑を展べ、諸士の難に殉じ、節を完うし、忠純無岐にして利害に變せず、王師を翼振するに感ず。又、今尚ほ存して灑々々の時を目撃せざるを憾む。徘徊顧措、寓感を勒詞す。蓋し上は以て天下の慟にして、下は以て其の私を哭するが為なり。

明治七年八月十有八日

從四位 秋月種樹謹識

(石川正雄著 秋月種樹公の文化活動より)

【戊辰の役 殉難招魂之碑について】

舞鶴城跡の二の丸跡から本丸跡へ登る石段の上、築山に龜の台座に建てられている。戊辰の役に殉じた勇士の慰靈碑で、初め谷坂墓地に建て、西南戦争後ここに移した。碑文は漢文で末尾に「明治七年八月十有八日 秋月種樹謹識」とある。



「戊辰の役 殉難招魂之碑」

戊辰の役 殉難招魂之碑

この碑は谷坂墓地にあったが、西南の役後、ここに移された。

明治元年（一八六八）六月、高鍋藩に出征の命が下り、武蔵東四郎を総指揮、鈴木來助を隊長に高鍋隊を編成し、北越・東北を転戦した。

この戦役で斃れた十一勇士の墓は谷坂にある。

碑文は、秋月種樹公がこの勇士たちの霊を憐み、万感の想いをもつて書かれたものである。時は、明治七年八月十八日である。

戊辰の役では、親戚筋の米沢藩と相对することとなったが、高鍋藩からの勅めにより降伏を決定することとなった。

戊辰の役は、王政復古で成立した明治政府が江戸幕府勢力を一掃した内戦である。この戦役の結果、わが国は、ゆれる時代のなかで近代的な中央集権国家への道を歩んでいった。

高鍋町教育委員会

「戊辰の役 殉難招魂之碑」横の説明板

十、新潟遊園碑

所在地 新潟市 白山公園(新潟遊園)内

【碑文】

新潟遊園記

太政大臣從一位三条美美卿表額

嗚呼園加遊也鬱乎其樹噴酸素輅乎其境通大氣螺徑可步沼沚可眺
榭亭可憩橋梁可倚以養其精神以健其身體神之養體之健所以資勉
強也夫人之在世也無貴賤皆以力自食而不求於人無貧無富以天下
為己任而不讓乎衆蓋天下以人而立不獨以政府而立故一人一日之
遊惰廢業計之則招天下幾千萬之損傷不可以交際不可以戰鬪地大
雖魯米何異東洋之一孤島物阜雖英佛不過北海之僻地故余常居開
化之本在勉強勉強之本在健身體養精神遊園之設其可止乎哉余嘗
歷遊海外皆有遊園林樾茂密沼池清瑩異芳發而薜蘿佳木秀而掩映
貴族往焉豪商馳焉美女如玉車馬如織恍擬人世間亦有何遊觀可以
代此也而荷蘭之制寓博物館動物園干其中使運動之間證古今窮物
理最為簡且該矣今茲癸酉余遊越後新潟縣令楠本正隆君勵精圖治
凡舊慣可改之新刊可興者速興之縣之西南隙地周圍寬宏眺矚明媚
親信水引流彥山送青天然風景卷供園中詢為形勝之共區頃請政府
以為遊園方興土工官吏有損給資費者縣民有釀金助役者而其規模
略依倣荷蘭之制乃告諭衆曰凡遊告園者以運動為務無以遊惰為嬉
以養生為限無以廢業為恬畜汝精銳施汝職業於是治下之民莫不奮
起勉勵各服其職夫越後大國負山枕海若夫吞鑿牧畜整港修路之類
州民能勉力從事奉縣令之意則越後全州一百里之民力盡舉矣推而
及之日本全國三千萬之人民皆如越人則三府六十縣之民力盡舉矣
夫如此然後可以交際可戰鬪可以與各國並立遊園之設其可止哉縣
令屬余為文記之余美縣令之勵治州民之協力於是乎書

明治六年七月

從四位 秋月種樹 撰文

【碑文読み下し】

嗚呼、園や遊ぶ可き也、鬱乎たる其の樹は酸素を噴き、割乎
たる其の境は大氣を通ず。螺徑は歩む可く、沼沚は、眺む可し。
亭樹は憩う可く、橋梁は倚る可し。以て其の精神を養い、以て
其の身体を健やかにす。神之養と体之養とは勉強に資する所以
也。夫れ人之世に在る也、貴と無く賤と無く、皆な力むること
を以て自ら食し、而して人に求めず。貧と無く富と無く、天下
を以て己の任と為し、而して衆に譲らず。蓋し天下は人を以て
立ち、独り政府を以て立たず。故に一人一日之遊惰廢業は、即
ち天下一人一日之損傷に係る。若し幾千人幾百日之遊惰廢業を
以て之を計れば、則ち天下幾千万之損傷を招かん。以て交際す
可からず、以て戰鬪す可からず。地の大なること魯米の如きと
雖も、何ぞ東洋の一孤島と異ならず物の阜なること英仏の如く
と雖も、北海の僻地に過ぎず。故に余謂えらく、開化之本は勉
強に在り。勉強之本は身体を健やかにし、精神を養うに在り、
遊園之設け其れ止む可けん乎と。余嘗て海外を歴遊するに皆な
遊園有り、林樾は茂密、沼地は清瑩、異芳発して薜は、麗しく
佳木は秀でて掩映す。貴族は往き、豪商は馳せ、美女は玉の如
く車馬は織るが如し、恍として人の世間に亦、何の遊觀が有り
て以て此に代る可きやと疑えり。而して荷蘭の制は、博物館、
動物物を其の中に寓し、運動之間に古今を証し、物理を窮め使
む。最も簡にして、且、該と為す。今茲癸酉、余、越後に遊ぶ。
新潟県令楠本正隆君は励精して治を図り、凡そ、旧貫にして改
む可きは亟かに之を改め、新たな利の興こす可きは速かに之を
興こす。県の西南に隙地有り、周圍は寛宏、眺矚明媚、信水は
引流し彥山は青を送る。天然の風景巻まりて園中に供せり。詢
に形勝之区為り。頃、政府に請りて、以て遊園と為し、方に土
工を興こす。官吏は給を捐て、費に責する者あり。県民は金を
釀まつて、役を助くる者有り。而して、其の規模は略ぼ、荷蘭
之制に倣うに倚れり。乃ち、衆に告諭して曰く、凡そ、此の園

に遊ぶ者は運動を以て務めと為し、遊惰を以て嬉しみと為すこと無かれ、養生を以て限りと為し、業を廢するを以て恬と為すこと無かれ。汝の精銳を蓄えて汝の職業に施せ、是に於て、治下の民、奮起せざる莫し、勉励して各、其の職に服す。夫れ、越後は大國なり、山を負い海を枕とす。若し、夫れ、鉞を鑿ち畜を牧し、港を整え、路を修める之類には、州民能く力を勉めて従事し、県令の意を奉ずれば、則ち、越後全州、一百里之内の民力は尽く挙がらん。推して之を日本全国に及ぼせば、三千万之人民、皆な越人の如くならん。則ち、三府六十県之民力は尽く挙がらん、夫れ此くの如くして然る後、以て交際す可く、以て戦闘す可く、以て、各国与並び立つ可し、遊園之設け、其れ止む可けん哉。県令、余に属して文を為り、之を記さしむ。余、県令之治に励み、州民之協力を美しとして、是に於て書す。
明治六年七月
従四位 秋月種樹 撰文

【新潟遊園碑について】

新潟遊園碑の中で、秋月種樹は公園の意義と勉学推奨を説き、また新潟遊園（白山公園）が西欧の公園と同じ精神で造られていることを称賛している。

なお、新潟遊園碑の隣には白山公園創立者楠本正隆像がある。（平成元年三月建立、銅像）

※新潟遊園碑の説明板では次のとおり記されている。

新潟遊園碑

新潟遊園（白山公園）は、明治五年（一八七二）に新潟県令楠本正隆により、市民遊覧の地として市民の協力を得て工事を施工し、翌明治六年、太政官布達による、わが国で最初の公園として創設しました。

新潟遊園記は、大名字者として名高い、秋月種樹が新潟に来た

時に記したものです。
この碑は、公園記念碑としては、わが国で最も古く、明治六年に建てられました。

新潟遊園記

太政大臣従一位 三條 実美 卿表額



「新潟遊園碑」 篆額



「新潟遊園碑」 正面

十一、上杉鷹山公籍田碑

所在地 山形県米沢市遠山町 愛宕神社境内(地藏園北側)

【碑文】

上杉鷹山公籍田碑

米沢之為地山岳四周道路峻仄不便運輸米価以賤情農以多藩主鷹山公憂焉農耕者民命之所繫不可一日忽也乃以安永元年三月始卜地於城西關田四反餘号曰納戸作田其制倣周時籍田公晨整盛儀詣白子春日祠祈稔直赴作田之處自執犁鋤耕之三撥歲以為常歷世循行不敢替也而維新之後廢藩為臬此禮遂絕矣。夫米沢藩之善政多可見者至公時諸政悉舉如作田亦其一耳然其餘澤延及今日仰事俯育民安堵而凡耕織糸漆之業冠干東北者執不仰公之遺德故語及公之及旧事人皆感淚景慕不置云、南置賜郡上長井村遠山即為公作田之地頃者臬之有志者恐其遺跡久而或湮滅相謀將建石愛宕山下紀公功德以伝無窮來請文余雖菲才於公為血屬私喜臬人之舉克得我意故不敢辭而記其梗概諗來祀如此

明治三十五年

勅選議員正三位勲三等秋月種樹撰并書

篆額 上杉鷹山公籍田碑

元帥陸軍大将大勲位功二級彰仁親王家篆額

米沢之為地山岳四周道路介不便運輸米価以賤情農以多藩主鷹山公憂焉農耕者民命之所繫不可一日忽也乃以安永元年三月始卜地於城西關田四段餘號曰納作田其制倣周時田公晨整盛詣白子春日祠祈稔直赴作田之處自執犁鋤耕之三撥歲以為常歷世循行不敢替也而維新之後廢藩為臬此禮遂絕矣夫米沢藩之善政多可見者至公

時諸政悉舉如作田亦其一耳然其澤延及今日仰事俯育皆安堵而凡耕織線漆之業冠于東此者敦不仰公之遺德故語及公之旧事人皆感淚景慕不置去南置賜郡上長井村遠山即為公作田之地頃者臬之有志者恐其遺跡久而或湮滅相謀將建石愛宕山下紀公功德以傳無窮來諸文余雖菲才於公為血屬私喜臬人之舉克得我意故不敢辭而記其梗概以□來祀如此

明治三十五年

貴族院勅撰議員正三位勲三等秋月種樹撰并書

【碑文読み下し】

米沢、地は山岳四周を為し、道路峻にして、運輸は不便、米価は賤し、墮農多く、藩主鷹山公憂い、農耕は民の命の繫ぐ所にして、一日忽にすべからず。安永元年三月始め、卜地して城西に四反余を關田し、納戸位田と号す。其制は周の籍田を倣い、公晨に盛儀を整え、白子春日祠に詣で稔を祈り、直に作田之處に趣き、自ら犁鋤を執り之を耕し、三撥歳を為す。常歴世は楯行し、敢て替えず。而て維新之後、藩を廢し臬を為す。此礼遂に絶ゆ。夫れ米沢藩の善政多く見るべきは、公の時に至り、諸政悉く作田の如く挙ぐ、亦其一耳然り、其の余澤今日に延久す。仰ぐ事は俯育民皆安堵す。而て凡そ耕織糸漆の業、東北に冠たり、孰れも公の遺徳を仰ぎ故語は公の旧事に及ぶ、人皆感泣して景慕い置かずと云う、南置賜郡上長井村遠山、即ち公作田の地を為し、頃は臬の有志其の遺跡久しく、或は湮滅を恐れ、相謀り將に愛宕山下に建石し、公の功德を紀し、以て無窮に伝え、來り請う、余非才と雖も、公の血族を為す私は喜び、臬人の舉克く我が意を得、故に敢て辞せず、其梗概を記し、以て來り誌し、祀ること此の如し。

明治三十五年 貴族院勅撰議員正三位勲三等 秋月種樹撰并書

【上杉鷹山公籍田碑について】

明和八年（一七七二）の夏は今までにない大旱魃で、稲田の亀裂一滴の水もなく苗は次第に枯れ果てた。農民は悲しみと困窮を極めた。こうしたことから農民は貧しさの余り、希望を失い農耕を怠る者も多く、田畑は荒れるにまかせ、これを耕す気力もなかった。鷹山公は、これを心配し、農業を盛んにし、国力を増進しようと考えた。そこで中国の周時代に国王自ら田に鋤をとり耕やし、天下に農業を励めた「籍田の礼」を実践に移し、農民を励まそうと考えた。

安永元年（一七七二）三月二十六日、遠山村に開作田を設け、当日早朝城内御堂および春日、白子両神社に参詣後、鷹山は恒例としてこの儀式を行った。これを聞いた領内の農民は、公の精神にうたれ奮って開墾耕作に従い、城下の周囲はきれいに耕され美しい田畑となり、国力増進の基となった。

明治三十五年（一九〇二）、鷹山公の遺徳を後世に伝えようと、彰仁親王篆額及び秋月種樹撰文による「上杉鷹山公籍田碑」が愛宕神社境内（地藏園北側）に建立された。

なお、同じく籍田の礼を伝えるため、同年に建立された「上杉鷹山公籍田之遺跡」があり、こちらについても併せて掲載する。

《上杉鷹山公籍田之遺跡について》

所在地 山形県米沢市御廟三丁目

上杉鷹山公籍田之遺跡は明治三十五年（一九〇二）十一月、上長井村大字遠山字御小屋に建立された。書は米沢出身で農商務大臣だった平田東助によるものである。



「籍田之遺跡碑」 一米沢市御廟一



「上杉鷹山公籍田碑」 一米沢市愛宕神社境内一

十二、種樹公漢詩碑

所在地 高鍋町南高鍋 舞鶴公園内

【碑文】

家枕湘江得景多 入窓駿嶺雪峨々

相逢朝暮釣魚叟 不説世波觀海波

七十二翁 古香種樹題

(碑の裏面)

嗚呼 此古香秋月先生終焉之地也 先生以華冒遭遇維新之盛代 侍經筵歷清要翼贊鴻謨勲業夙著 而恬淡勢利有曠世之度既老卜居於此嘯傲乎 紫山明水中專以文墨自娛 薨年七十有二 余与先生對門交誼尤厚 恐其跡之久而湮滅也 与諸友謀募資購石刻先生之遺墨 建諸其故居使千歲之下詭其詩想其人

明治三十八年乙巳六月 友人西湖 曾祢荒助識

【碑文読み下し】

家は湘江に枕のぞみ景得ること多をし

窓に入る駿嶺の雪峨々たり

相逢ふ朝暮釣魚

世波を説か不海波を觀る

七十二翁 古香種樹題

【種樹公漢詩碑について】

大楠と神社との間に建つ巨大な粘板岩の詩碑である。この碑は明治三十八年六月、種樹公終焉の地に建てられたもので、公は前年三十七年十月十七日相州片瀬の家で亡くなられている。享年七十二歳であった。この詩は亡くなられた年の作である。なお、碑陰文(碑の裏面文)は友人である時の大蔵大臣曾祢荒助が書いたものである。大正の初め片瀬より高鍋へ引移りの際、現在地に移された。

※相州片瀬(現在の神奈川県藤沢市片瀬 江ノ島付近)



「種樹公漢詩碑」正面

十三、高鍋藩兵戦死塚碑

所在地 新潟市 護国神社境内戊辰役殉難者墓苑内

【碑文】

高鍋藩兵戦死塚碑

明治元年奥羽亂 王師計平之是役也我藩兵属兵部卿仁和寺親王向北陸道為先鋒號折衝隊武藤東鈴木衛房之将而軍曹新井一業監焉戰皆捷斬賊將色部長門等賊退捷関川之嶮猷策夜襲之舉援樹葛行數里出其不意賊恃嶮不備一鼓取之實九月十一日也十四日賊來争擊却之十六日賊復大舉而至又擊走之斃其梟將阿部藤藏等 王師益振賊懼遂歸順奥羽大定我兵死者凡十人朝廷賜葬具為榮塚廣於越之新潟今建石記功以傳不朽云

從四位大藏朝臣種樹

【高鍋藩兵戦死塚碑について】

慶応三年に幕府は大政を奉還したが、天下は旧態依然として諸藩の割拠であり、特に会津・桑名等を中心とする徳川譜代の大名は、薩長等の行動を討幕に名を借りて権を私するものとして、強く反対して鳥羽・伏見に戦い一敗地にまみれた。

江戸城の開城、慶喜恭順を潔としない徳川旗本は彰義隊を組織し、上野寛永寺を拠点に一戦を試みたが敗れて東北に逃走した。

徳川譜代の会津・庄内は仙台・米沢の大藩を加えて、東北二十五列藩同盟の盟主会津藩主松平容保が若松城に籠った。

新政府は有栖川宮を征討総督に西郷隆盛を参謀とし東海道を東下、土佐の板垣退助の統率隊は、中山道を下り木曾から甲州を経て江戸に迫り更に白河口から会津若松城に迫った。

高鍋藩は武藤東四郎を総指揮として、慶応四年（明治元年）五月二十二日高鍋隊は行軍の順に公家門外に整列し、各隊長は紫宸殿庭上に天顔を奉拝した。

兵部卿（小松宮）、参謀壬生（みぶ）卿のもと一軍の行進が始まり、北陸路を目指す。大津・敦賀・福井・金沢・富山を通り越後国（新潟県）内を転戦、特に長岡では長岡藩士河合継之助の抵抗が強く激戦で、政府軍に多くの戦死者が出た。その越後の地で戦死した高鍋藩士の霊を弔うために建立されたものである。戦死者は次のとおりである。

山熊田雷村口

坂田正太郎 松田充平次（福島）

吉田兵太郎

福崎良一 綾部末五郎

小島和兵衛

甲斐教太郎従僕金吉

関川

杉今朝太郎

新潟野戦病院にて歿

鈴木来助（衛房） 高村久蔵

松ヶ崎で病死

山内才次郎 白山墓地へ改葬

建碑に当たっては、堤長発小伝によると、

「高鍋藩から戊辰の役に出征して戦死した鈴木来助君以下十一人の墓が新潟にあつてまだ石碑が建っていない。

藩は、その建碑の仕事を堤君に命じた。明治三年七月八日堤土浦忠造を随えて矢の倉の藩邸を出発、三十日に新潟に着く。

八月二十四日から木版師を雇つて、河野君と彫刻の出来た石碑の石摺りを復命の材料にする為に作つた。その為五・六日かかった。」とある。

《戊辰戦争越後の戦い戦死者の墓地》

新潟市新潟県護国神社境内

高 鍋 坂田正太郎中原諸道墓
 高 鍋 吉田兵太郎時治墓
 藩 鍋

高 鍋 杉今朝太郎藤原一呈墓
 藩 鍋

高 鍋 松田充平次橘貞克墓
 藩 鍋

高 鍋 小隊長 福崎良一重範墓
 藩 鍋

高 鍋 隊長 鈴木來助藤原衛房墓
 藩 鍋

高 鍋 小寫和兵衛高口墓
 藩 鍋

軍属新井一業従僕
 高 鍋 高村久蔵義一墓

高 鍋 山内才次郎孝忠墓
 藩 鍋

※各墓標の裏面の文字は判読できない
 ※墓標の配置図上段は後列



「高鍋藩兵戦死塚碑」正面



戊辰役殉難者墓苑 入口



戊辰戦争 高銅藩兵戦死者墓地

十四、奨學龜鑑

所在地 都農町坂の上 都農小学校内

【碑文】

奨學龜鑑

都農小学校始在街之南端修廢寺而用焉規模為陋隘 明治五年朝廷一新學制土豪河野友次郎與邑人謀欲更張之以副朝旨更相地於街之北邊首以其田充之邑人傲之補其不足模宮崎師範學校施而經營焉几案器械一倣戸戸東京師範學校其宏壯殆如高鍋學校而便則過焉以其新築也至八年竣功用工若干費金若干皆河野氏代衆而償之於是人歷然向學丁壯奔走家事者亦夜會以講修氏無晝夜有暇輒臨校奨厲子弟視其將就以自樂丁丑之亂爲賊兵所蹂躪屋柱財存不復修示幾氏不幸罹病齋志而□其子兵三郎夙懷繼述之志十八年六月□寄附其父□所償及田地於學校朝廷賞賜三重木杯既而就學者多校舍填咽數增築之兵三前後捐金助工凡若干圓朝廷輒例賞之二十五年十二月嘉其平生篤志興學奨厲兒童特賜木杯 属者其村長新名文興教員萩原剛來請曰河野父子有功於都農小學先生之所知也邑人受其賜大矣有志相謀勤之石使子孫永弗諼敢請先生爲記焉余嘆曰如是乎學校化民之速也爲鄉里捐家參其父也仁繼其志述其事其子也孝爲恩人圖不朽其邑人矢敦厚皆可記以傳矢蓋講學之力有不可□者存焉余於河野氏父祖三世通家不宣辭以不文不贊成斯盛舉也於是乎記

明治二十九年丙申十二月

高鍋 城 勲 撰文

從三位勲三等 秋月種樹 篆額

正七位 日高誠實 書

【奨學龜鑑について】

都農小学校は、はじめ街の南（現中町）で廢寺（旧円通寺）を修理して開校されたが、規模が小さく狭かった。明治五年に学制が一新されたことを受け、土豪河野友次郎が村人と謀って、学校用地として自分の土地を充てた。村人も河野にならって不足を補った。学校は八年に竣工、用具やその他の費用は河野友次郎が衆に代わって償った。村の若者で家事に奔走する者は夜に学び、勉学に励んだ。

西南戦争で、校舎は荒廢した。修復にとりかからぬうちに氏は不幸にして病におかされ、明治十六年八月十九日没した。その子兵三郎は早くから父の意思を継承しようと志を懐いており、十八年六月田地をことごとく学校に寄付した。朝廷は賞として三重の木杯を下賜した。

次第に就学者が多くなり、増築のため兵三郎は経費を寄付した。朝廷は二十五年十二月平生の篤志に対して再度木杯を下賜した。

このような、河野父子の功績を有志が相謀って、石に記録して子孫にいつまでも忘れないようにするため、「奨學龜鑑」の篆書を秋月種樹が、城勲が撰文して、明治二十九年十二月に建碑された。

その後、学校は明治三十七年に校舎が現在地に移転したのに伴い、その四年後に正門左の旧国道沿いに移された。



「獎學龜鑑」篆額



「獎學龜鑑」正面

十五、通羨路

所在地 児湯郡都農町川北字轟

【碑文】

自本村字轟通都農町里道從□□陰惡於□乎□□河野藤吉氏大有所見明治廿二年三月發開修式日夜奔走盈力全年全月起工乃使字轟立野五十余戸人民每年春秋兩回各戸一週間力役寄附或拋私財慰勞丐或請村費補助七年為完成計畫爾后着着成功以至容易通車馬然自字轟至細十余町間特巨岩大岩橫途甚困難氏常以為憾迺謀字細河野滿五郎都農町河野兵三郎兩氏兩氏大表全情寄附滿五郎氏金貳百八拾圓兵三郎氏百圓輒明治三十三年九月起工同年十月竣功以至得今日之便此舉困難里民共同之力三氏之功亦大□□不可傳哉茲有志相謀勤之□為紀念矣

明治三十五年十二月下浣

貴族院議員正三位

訓導 税田小牧 撰文
勲三等 秋月種樹 篆額
村長 新名 文 謹書

【通羨路について】

立野、轟、細の集落を結ぶ、里道の歩道でもあったが江戸時代には石河内から大戸越（うとんこし）を越え袋谷をとおり細の集落に出て、この里道につながっていた。当時から石河内を通りさらに米良に通じる、交易路として利用されていた。この頃都農村では、村内の道路の改修が取りざたされていた。

都農村は、明治三十年度予算に道路改修費一五〇円を計上するが、議会で五円に減額された。当時の人の常識では、道路は関係住民の労働奉仕で作るものとの考えがあった。

立野、轟地区でも各戸が、毎年春秋の二回、各戸七日間の奉

仕作業を七年掛けて、明治二十八年には国道から轟まで馬車道が完成したが、さらに岩石の多い難工事が予想される細までの延長を考えていた。そんな時、河野満五郎（細）が二五〇円、河野兵三郎（北町）が一〇〇円の寄付をした。資金は十分になかった。轟と細間の道路は、明治三十三年九月着工し十月に完成した。

その後、尾鈴国有林の本格的な伐採が、明治四十二年（一九〇九）に始まり、翌年には九重頭から牧平まで木軌道ができ、さらに、大正四年には鉄軌道となり湯の本まで出来た。この鉄軌道は立野、轟に出来た馬車道の大半を利用した。鉄軌道は大林区署（後営林署）の所有となった。伐採した木材や木炭の運搬用であったが、細、轟、立野など沿線の住民も使用することが認められていた。

その後、木材の搬出はトラックとなり、昭和三十三年には、すべての軌道が撤収され、今度は車道となった。

現在の道は、当初の馬車道、鉄軌道とは完全に一致はしていないが、ほぼ当時の道が生かされている。



「通羨路」正面



「通羨路」篆額

十六、開糖紀念碑

所在地 高鍋町 本町一番街 称専寺境内

【碑文】

(正面)

開糖紀念碑

(左側面)

野津原八右衛門常傾意於殖産覚糖業之有利竭
資産関蔗圃以従事製糖實爲高鍋糖業之唱首明
治廿七年三月十五日官追賞其功賜金乃證状嗚
呼榮哉茲建碑來不朽

(裏面)

男 野津原 暎治 合建之
祥子

(右側面)

明治廿八年閏一月

【碑文読み下し】

野津原八右衛門は常に意を殖産に傾け、糖業の有利なるを覚
り、資産を竭し、蔗圃を開き、以て、糖業に従事す。実に高鍋
の糖業の唱首たり。明治二十七年三月十五日、官、其の功を追
賞し、金及び證状を賜ふ。嗚呼榮なる哉。茲に碑を建て不朽に
およぶ。

従三位 秋月種樹 撰文

【開糖紀念碑について】

高鍋城下の町で、薬種業を商っていた、野津原八右衛門は、
自家用の商船を持ち、京阪方面に手広く取引をする商人であつ
たが、糖業の有利なことに着眼し、四国方面から砂糖黍の種を
仕入れ、その植え付けを高鍋地方に奨励した。明治二十年四月、
高鍋藩では中鶴、上江、持田、椎木、高城に砂糖黍を植えた記
録がある。これは、八右衛門の推奨によるものであろうか。八
右衛門は明治二年五月六日に六十歳で没した。その墓は元祇園
墓地にある。八右衛門の功績を後世にのこすため顕彰碑の建立
が立案された。

「開糖紀念碑」は高鍋町本町の称専寺境内に建立されている。
碑文は撰文も筆跡も従三位秋月種樹である。

高鍋・上江両村だけで製糖業者が三十戸以上もあつたことが、
信天記に記されている。



「開糖紀念碑」 正面



「開糖紀念碑」裏面



「開糖紀念碑」左側面

十七、都城學校紀念碑

所在地 都城市八幡町 明道小学校校庭の東側

【碑文】

都城學校紀念碑

國以人存人以教立人不知教則為禽獸禽獸之國可不畏哉可不
嗚哉維新之初余誤奉職於學務明治元年□人鳳駕之東也興復
昌平齋三年改正學政建中學於東京五年己後學規大備教法益
密遂至于今日之盛僻地幽村無不絃誦之聲於戲羨□哉日向國
北諸郡郡都城舊屬寫津氏封内領為繁昌之地明治五年創立都
城學校經六年七年益講習教法十年鹿兒嶋之變起也廢學校□
病院己而亂平復行開校式及二十五年村民大奮發議學校新築
之事議成以此年十一月起工至翌年十月而落成工費凡一萬五
千圓餘皆釀金成之於戲羨□哉頃者將建紀念碑來請余之余白
盛哉都城人之竭力於教育也未官雖領學制行之國人民之力人
民不奮發則學校不得興若都城人則可謂知勤國家之本豈持一
鄉之榮而已哉欣然記之

明治三十年十月 貴族院議員從三位勲三等 秋月種樹 撰

【碑文読み下し】

都城學校紀念碑

国は人を以って存す、人は教えを以って立つ、教えを知らざれば則ち禽獸の国たり、畏れざるべけん哉、鄙しまざるべけんや、維新の初め余誤りて職を学務に奉ず、明治元年鳳賀の東するや昌平齋を興復す、三年学政を改正して東京に中学を建つ、五年己後学規大いに備う、教法益々密、遂に今日の盛に至る、僻地幽村□不□誦の声於□美□哉、日向国北諸縣郡都城は島津氏に旧属す封内□繁昌の地たり、明治五年都城学校を創立し六年を

經、七年益々教法を講習す、十年鹿兒嶋の變起るや学校を廢し病院となす、己にして乱平復、開校式を行ひ二十五年に及び村民大奮發学校新築の事を議す、議なり此年十一月を以つて起工、翌年十月落成に至る、工事□一万五千円餘、皆拠金して之を成す、於□美□哉□者將に紀念碑を建てんとするや余に來り請ふ、余白す盛なる哉都城人の教育に力を竭くすや、未だ官学制全からずと□も之を行うは人民の力となす、人民未だ奮發せずんば則ち学校は興し得ず、若し都城人則ち国家の本を勤むるを知ると謂うべくんば、豈一郷の榮を持するのみならんや、欣然之を記す

明治三十年十月

貴族院議員 從三位勲三等 秋月種樹撰

【都城學校紀念碑について】

明治五年（一八七二）四月に都城小学校（現、明道小学校）として創立したが、明治二十六年に改築された、住民の拠金と一戸一人あての勞力奉仕によつて完成した。その記念碑を建てるに当たり、明治の初期大学小監、大学大監を務め、学校規則にかかわつた当時、貴族院議員であつた秋月種樹に碑文の撰を依頼されたものである。



「都城學校紀念碑」 右側面・裏面



「都城學校紀念碑」 正面

十八、足利義昭・野辺盛仁表忠碑

所在地 串間市大字西方上小路 招魂場まぼ

【碑文】

(正面)

勤王家

足利義昭
野辺盛仁表忠碑

陸軍中将男爵

菊池武夫書

(右側面)

昭和拾年度陸軍特別大演習記念

帝国在郷軍人会福島町分会

(裏面)

古香公用大覚寺殿

嗟峨殿裡説勤王蓄髮揚兵從小倉

司馬賊中一孚出誠忠千載餘光有

正三位子爵 秋月種英書

碑石 河野久作贈

※裏面作詩が秋月種樹、書は種樹の二男秋月種英によるもの。

(法量)

台座含総高…五百十五センチ

碑…高さ三百センチ 幅九十センチ

厚み三十三センチ

(素材)

砂岩

【足利義昭・野辺盛仁表忠碑について】

この詩は、種樹が明治三十年四月から三十一年五月までの一ケ年、秋月家の山林用務のため、福島(串間)に滞在中に作ったものと思われる。この詩の、足利義昭(ギシヨウ)は足利將軍義昭(ヨシアキ)と混同されやすいが別人である。

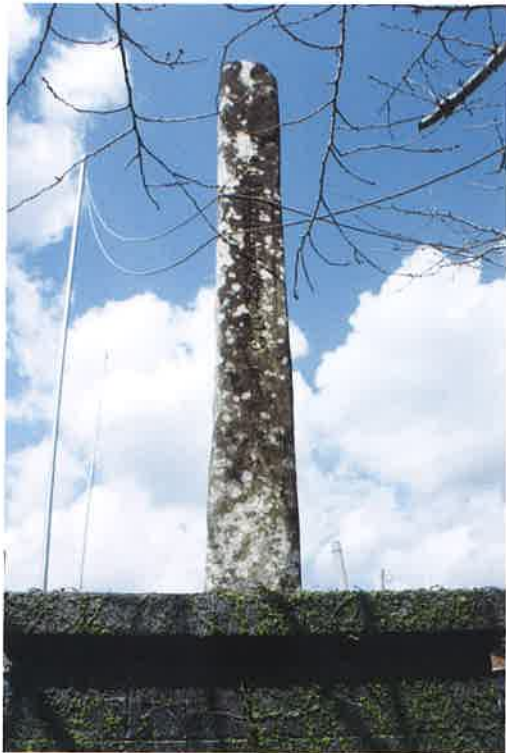
応永三十二年(一四二五)五代將軍足利義量(ヨシカズ)は死んで子が無かったので、父義持の弟を將軍にして後を継がせることとした。弟は三人で青連院門跡義円・大覺寺門跡義昭・梨本門跡義嗣があった。管領満家が石清水八幡に参詣してくじを賜って帰った。義円がその選に当たり還俗して將軍となり義宣と称した。後の義教である。

後龜山天皇の皇子小倉宮は南北両統が交立の約束に反するのを恨まれた。永享元年(一四二九)義教が征夷大將軍に任ぜられたが悪政が多く、弟義昭の才を慕う者が有った。義教は義昭を嫌い、小倉宮に近づくのではないかと疑っていた。同九年(一四三七)七月大覺寺義昭は小倉宮を奉じ南朝の恢復を図りひそかに兵を募った。しかし、ことが露見して追われる身となり日向に下った。初め諸県の中郷の字遠田にいたがその後幕府に知られることになり、野辺盛仁を頼って福島にきた。永徳寺に匿われ住むこととなったが、ここも幕府に知られることになり追手が永徳寺を囲む。これを見た義昭は自刃して死を遂げた。三十七歳であった。

種樹は、南朝の再興の志が有ったことで義昭を讃えるため、この詩を作ったものと考えられる。



「足利義昭・野辺盛仁表忠碑」正面



「足利義昭・野辺盛仁表忠碑」右側面



「足利義昭・野辺盛仁表忠碑」裏面

十九、高城溝渠

所在地 木城町大字高城字町 国玉神社境内

【碑文】

(正面)

高城開溝記念碑

元治元年十一月 松浦武次郎成之 種樹書

(向って左)

明治二十五年四月建立

町中

【高城溝渠について】

高城は、昔からしばしば火災に遭っているので、水路を作ることが考えられた。それが、高城溝渠で元治元年（一八六四）の竣工である。これは同地の人 松浦武次郎の開鑿するところであった。明治二十五年になって、高城町が松浦武次郎の功績を後世に伝えるため、記念碑を建立した。

(法量) 碑…高さ二百十センチ 最大幅七十五センチ

厚み最大四十センチ

台座部(石積み)…百八十×百五十センチ

高さ三十センチ

(素材) 自然石



「高城溝渠」

二十、平林忠恕墓碑

所在地 高鍋町上江平原 谷坂墓地

【碑文】

(篆額) 「平林墓碑」

【平林忠恕墓碑について】

長大なもので、篆額を種樹公が、碑文を墓碑銘として城勇雄が撰んでいる。明治二十六年二月である。

平林忠恕は秋月藩に仕えた家に、嘉永六年（一八五七）五月、北平原に生れた。頭脳鋭敏、気性強く、一八の時、藩から選ばれて東京の箕作秋坪（みづくりしゅうへい）等に学んでいる。廃藩以後は学を止めて帰郷し、小学校訓導、地租改正雇吏、戸長、郡書記を務めたが、経済の志から蚕業を起こさんと、明治一三年、高鍋養蚕社を開いた。そしてその長となり、東奔西走、幾多の困難を経て、桑苗、蚕種、養蚕機械を買い、遂には製糸販売を京師、博多に行うまでに至った。明治一七年には授産金を官から借りる事が出来て、高月に授産所を新築し頭取となった。また大分県より養蚕教師を招き、製糸坐繰機械を設けて内容を充実し、他県にも見学旅行をしている。そして新しい製糸業を推進し、旧藩の婦女たちは孜孜としてここに働いた。忠恕の勉励勤誘の効は大いにあがった。しかし、惜しくも明治二四年四月、病のため三九才の若さで亡くなっている。この碑文のなかで、城勇雄は彼の死を悼み、忠恕の養蚕に身を捧げた功績を次のように詩の形で讃えている。

「谷坂の墓に眠る玉のごとき立派な人物、その見識は卓く、その余沢は郷土を潤している。永久につづく彼の慈しみを思えば、涙が落ちて乾く暇がない程である。」



「平林忠恕墓碑」 篆額



「平林忠恕墓碑」 正面

◆ 種樹公年表

西暦	年	号	事項
1833	天保四年	十月	種樹生まれる
1862	文久二年	十一月	昌平坂学問所奉行となる
1863	文久三年	九月	若年寄格となり、將軍侍読に任命される
		十一月	遣外使節命ぜられ、辞退する
1864	元治元年	一月	將軍家茂に従って上洛する
		二月	孝明天皇に拝謁する、天盃を受ける
		五月	家茂に従い天皇に拝謁し、江戸に帰る
		五月	学問所奉行並びに若年寄格を辞する
		九月	家茂より太刀一振を授けられる
		六月	若年寄に任ずる
		十二月	若年寄を辞す
1868	明治元年	一月	上洛の勅命下る
		二月	藩主名代として参内
		二月	江戸より上洛し参与職に補せられ、内 国事務局権輔を命ぜられる
		閏四月	行政官の弁官事に任せられる
		五月	寺院専務を命ぜられる
		六月	天皇の侍読となる
		七月	下局議長となる、公議所議長兼任
		九月	議事体裁取調掛を命ぜられる
		十一月	学校取調御用掛を命ぜられる
		十二月	議事体裁取調掛を辞す
1869	明治二年	一月	明治政府より判学事に任命
		二月	封土返還の檄文を各藩へ回す
		三月	下局議長を辞し、公議所議長となる
		四月	公議所議長を辞す
		四月	副知学事に任命
		七月	大学小監となる
		十月	大学大監となる

西暦	年	号	事項
1870	明治三年	七月	大学大監と侍読を辞す
		閏十月	民部大丞兼寺院頭に任ぜられる
		七月	民部大丞兼寺院頭を辞す
		八月	左院少議官に任ぜられる
		十一月	左院少議官を辞す
		一月	横浜より舟路、欧米視察の旅に出る
		三月	フランス・マルセイユに上陸
		十二月	帰国
		三月	家督を相続し、初めて高鍋に帰る
		七月	元老院議官に任ぜられる
		十月	天皇華族会館に親臨し、創立発起人種 樹に勅語を賜る
		二月	参戦不可の書簡を黒水長慥らに届ける
		三月	種英生まれる
		八月	願により議官免官
		四月	願により隠居、長男種繁に家督を譲 り高鍋に寄留
		十一月	高鍋に帰り中学校生徒に漢文等を教授
		十二月	正四位に叙せられる
		六月	元老院議官に任じ、勅任二等に叙す
		七月	高鍋に帰る
		八月	種繁高鍋にて逝去
		十月	元老院を廃止し議官は総て非職となる
		十二月	勲三等に叙し瑞宝章を賜り高鍋に帰る
		四月	大津事件を憂慮し滋賀県に赴く
		五月	種英教育のため一家を挙げて上京
		十一月	元老院議官非職満期となり従三位に叙す
		四月	貴族院議員に勅選せられる
		一月	東京不忍池畔長蛇亭の高鍋郷友会の歡 迎祝賀会に臨む
		四月	迎祝賀会に臨む
		十月	広島で開かれた臨時議会に出席

西曆	年号	事項
1895	明治二十八年 一月	圓福寺にて高鍋直親会親睦会 (会頭秋月種樹)
1896	明治二十九年 三月 四月 十二月	流行性感冒に罹り東京病院に入院 東京四谷の居を引き払い高鍋に帰る 広島臨時議會招集に応じたる功勞を以て、三組の銀盃を賜る
1897	明治三十年 四月 十二月	帝国議會に出席のため上京 山林の用務にて夫人と共に福島に赴き一ヶ年滞在する
1898	明治三十一年 五月 七月	上京のため福島を去る 高鍋に帰る
1899	明治三十二年 十一月 四月	議會出席のため上京 転地療養を請い高鍋に帰る 福島に赴く途中、脳充血にて飢肥に四日間静養
1900	明治三十三年 十一月 二月	議會出席のため上京 この年より片瀨に常住する 種英成人に達し従五位に叙せられ、種樹の後見を解かれる
1901	明治三十四年 六月	大日本実行会特別委員となる 正三位に叙する
1902	明治三十五年 一月	七〇歳の高齡に達したるを以て、宮中に召され菊花紋草の盃及び酒肴料を賜う
1903	明治三十六年 五月	夫人と共に播州に赴き、また木下子爵の招きにより伊予道後温泉に行く
1904	明治三十七年 七月 三月 七月 十一月	片瀨に帰る 議會に出席 従二位勲二等に叙し、片瀨の別荘に逝く 高鍋大龍寺の先塋に葬る

編集後記

「歴史と文教のまち」を誇るわが町高鍋町にとりまして、歴史的文化遺産は町民の誇りであり、保護顕彰は大きな責任であります。またこの遺産は町の宝物である子供たちに確実に伝承していかなければなりません。

昭和四十九年高鍋町文化財シリーズ第一集「高鍋町文化財要覧」以来、回を重ねこのたび第十集として「秋月種樹公記念碑」をまとめることができました。

種樹公は秋月家十一代当主として政界で活躍した他、書画の揮毫も特に有名です。この第十集により、町民の皆様は種樹公の人となりさらには明らかにすることを期待しております。

執筆は高鍋町文化財保存調査委員の先生方に依頼しました。現地調査や資料収集など一方ならぬご苦労があったことと思えます。ここに心から厚くお礼申し上げます。

なお、編集の半ばに文化財保存調査委員の弓賀進司氏が逝去されたことは誠に痛恨の極みであります。心から哀悼の意を表しますとともに生前のご指導に感謝し、この冊子をご霊前にささげたいと思います。

最後に執筆に当たり、ご協力いただいた方々に衷心から感謝の意を表します。内容その他につきましてお気づきの点はぜひご連絡いただきますようお願い申し上げます。編集後記といたします。

平成二十八年二月

高鍋町教育長 島埜内 遵

調査執筆者及び参画者

高鍋町文化財保存調査委員長	武田 廣規
同 調査委員	高橋 照久
同 同	石川 正樹
同 同	池田 たえ子
同 同	弓賀 進司(故人)
高鍋町社会教育課長	稲井 義人
同 課長補佐	野中 康弘
同 文化係長	松行 弘晃

高鍋町の文化財 第十集
秋月種樹公記念碑

平成28年2月

高鍋町大字上江8335番地

発行 高鍋町教育委員会

編集 社会教育課

TEL (0983) 23-3326

印刷 熊谷印刷株式会社

